

在職支給停止計算方法の変更に伴う配慮措置について

【計算例】62歳。平成26年3月31日に公立学校を退職後、平成26年4月から再就職し、厚生年金に加入しているケース。

退職共済年金・・・基本月額10万円（年額120万円、職域年金相当額を除く。加給年金額なし）
 老齢厚生年金・・・基本月額2万円（年額24万円）

再就職先での総報酬月額相当額（※）・・・30万円

（※）・・・「当月の標準報酬月額+過去1年間の標準賞与の合計額×1/12」

◆平成27年9月以前（一元化前）までの計算方法による、それぞれの年金の支給停止額

（※停止なし）

- ・退職共済年金の一元化前支給停止額 $\{ (10万円 + 30万円) - 47万円 (注1) \} \times 1/2 = 0円$
 - ・老齢厚生年金の支給停止額(注2) $\{ (2万円 + 30万円) - 28万円 (注1) \} \times 1/2 = 2万円$
- 一元化前の支給停止額（調整前支給停止額）の合計 0円+2万円=2万円（年額24万円）

（注1）「47万円」、「28万円」は平成27年度における停止基準額です。

（注2）年齢、総報酬月額相当額および基本月額により、本来の計算方法や計算式内の金額が異なります。

1 本来の計算方法(注2){(基本月額+総報酬月額相当額)-28万円(注1)}×1/2

- 各年金の基本月額の合計10万円+2万円=12万円
- 支給停止額 $\{ (12万円 + 30万円) - 28万円 (注1) \} \times 1/2 = 7万円$
 年額に直すと、7万円×12カ月=84万円…(A)

2 激変緩和措置による支給停止額

2-1 10%配慮措置(基本月額+総報酬月額相当額-調整前支給停止額)×10% + 調整前支給停止額

- 支給停止額 $(12万円 + 30万円 - 2万円) \times 10\% + 2万円 = 6万円$
 年額に直すと、6万円×12カ月=72万円…(B)

2-2 35万円配慮措置<65歳未満の方のみ>

{(基本月額+総報酬月額相当額-調整前支給停止額)-35万円}+調整前支給停止額

- 支給停止額 $\{ (12万円 + 30万円 - 2万円) - 35万円 \} + 2万円 = 7万円$
 年額に直すと、7万円×12カ月=84万円…(C)

マイナスのときは0円

上記(A)～(C)の結果、最も停止額が低い(B)72万円が支給停止額となります。

月額での比較結果



（※1）今回の場合、支給停止額を退職共済年金と老齢厚生年金で按分するため、退職共済年金の支給停止額60万円（72万円×120万円/144万円）、老齢厚生年金は、12万円（72万円×24万円/144万円）となります。

（※2）65歳未満の方で、雇用保険法の高年齢雇用継続（再就職）給付を受給されている方は、在職による年金の支給停止に加えて、当該給付受給に伴う年金の停止が行われます。

（※3）法令で定められた計算手順とは一部異なりますので、実際の計算では誤差が生じる場合があります。

なお、計算の結果、支給停止額（年額）が基本月額¹の2カ月分を上回る場合には、職域年金相当部分の額、経過的加算額（65歳以上の方のみ）、繰下げ加算額（繰下げ請求された方のみ）を除き、支給が停止されます。

また、該当する方のうち、65歳以上で、年金額に加給年金額が加算されている方は、加給年金額は、一元化前は支給されていましたが、一元化後は支給停止されることとなりました。

※ 65歳未満の方で、障害者または長期加入者の特例により年金額に定額部分と加給年金額が加算されている場合、一元化後、在職中は当該加算は支給停止されることとなりました。ただし、配慮措置の対象となる間は従前の取扱いとなります。

※ 昭和12年4月1日以前に生まれた方で、民間会社や私立学校等に勤務されている方も在職停止の対象となりました。

【配慮措置(激変緩和措置)の終了】

配慮措置（激変緩和措置）に該当した方が退職等で厚生年金や私学共済年金の被保険者資格を喪失したとき、65歳以下であった方が65歳に達したときには配慮措置は終了します。

また、転職や任期満了等、被保険者資格は引き続いていても、いったん資格喪失の届出がされたときも同様に配慮措置は終了します。

配慮措置終了後に再度資格取得した場合は、本来の計算方法による在職支給停止計算のみとなります。